

投票にあたって注意していただきたい事項

投票が無効にならないために左記事項について注意してください。

○不在者投票管理者（以下「管理者」という。）のほかに投票立会人一人以上が立ち会っていますか。
あなたが身体故障などで字を書けない場合は、管理者に申し出てください。

正当な申し出であれば代理投票の補助者二人が補助してくれます。

○参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙の投票用紙は、薄い黄色の用紙に黒色のインクで印刷されています。

一、投票記載所において自分で投票用紙に候補者一人の氏名を書いてください。

二、投票用紙を内封筒に入れて封をし、さらに外封筒に入れ封をして、外封筒の表面に署名してください。

三、署名した封筒を、管理者に渡してください。

○参議院比例代表選出議員選挙の投票用紙は、白色の用紙に黒色のインクで印刷されています。

一、投票記載所において自分で投票用紙に候補者一人の氏名若しくは政党等の名称又は略称を一つ書いてください。

二、投票用紙を内封筒に入れて封をし、さらに外封筒に入れ封をして、外封筒の表面に署名してください。

三、署名した封筒を、管理者に渡してください。

○あなたが独自で市町村選挙管理委員会に対して投票用紙等を請求して受け取った場合は、管理者に投票用紙、投票用封筒等を提示して点検してもらってください。

この場合、不在者投票証明書は封筒を開かずに管理者に提出してください。